

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 小規模企業共済制度の一部改正について
 - II. 教育資金の一括贈与非課税制度について
 - III. 事業計画書の典型的な失敗タイプについて
- § 共栄会の御礼

[今月のトピックス]

- ・ 国税庁情報コーナー
- ・ 今月お役立ちホームページ

I. 小規模企業共済制度の一部改正について

—— 共済事由の見直しとトリプル税優遇 ——

小規模企業共済制度は、小規模企業の役員が退職した後の生活資金や、個人事業者が廃業した後の再起をサポートするものとして昭和40年に創設されたものです。本制度は、より多くの小規模企業の経営者の方が利用しやすくなるような制度の利便性の向上を目的に、平成28年4月1日から制度改正されました。今月号では、押さえておくべき改正点について取りあげます。

■ 小規模企業共済の制度の概要

まず、そもそもの小規模企業共済制度の概要についておさらいします。

加入資格があるのは常時使用する従業員が20人以下（サービス業・小売業などは5人以下）の役員（個人事業主を含む）です。これも以前は家族従業員の加入はできませんでしたが、平成22年度の改正で、1. 事業の経営において重要な意思決定をしている、2. 事業に必要な資金を負担している、3. 事業の執行に対する報酬を受けているなど、共同経営者としての資格を満たしている場合には加入を認めるよう改正されました。

掛金は月額1,000円から7万円の間で自由に設定でき、納付した期間と納めた掛金総額に応じて、支払事由が発生したときに共済金を受け取れる仕組みです。廃業や死亡のほか、65歳以上で180か月以上の加入期間があれば、加入者がリタイアしていなくても、「老齢給付」として共済金を受け取ることも可能です。共済金の支払いが生じたときは、その理由によって、「A・B・準」の3種類の共済事由に分類がなされ給付額が算定されています。廃業や死亡、第三者への事業譲渡を行った場合は「A」に該当し、「A」では掛金に概ね1.5%の利率で複利計算した額が支払われます。老齢給付や会社等の役員の死亡・疾病等による退任等の場合には「B」に該当し、「B」では同1.0%です。これらに対し、配偶者や子に事業承継をした場合は、掛け金総額相当しか支払われない「準」となってしまいます。

以下、改正ポイントを解説いたします。

■小規模企業者の事業承継の円滑化

個人事業者の子・配偶者へ事業の全部を譲渡した場合には、「準」から「A」に引き上げられることで、円滑な事業承継のために活用させることにしました。例えば、月額4万円で20年間納付した場合、今までは968万円の支給でしたが、改正後は1,115万円になります。

併せて、役員退任についても死亡・疾病などを理由としない退任は「B」へ引き上げられます。さらに共同経営者が独立開業した時に、独立後も共済契約を継続できるようになりました。なお、共済金を受給できる遺族に『共済契約者と生計維持関係がなかった「ひ孫」と「甥・姪」』が追加されます。

■分割共済金の支給回数の増加

共済金の分割支給（分割共済金）が年4回から年6回の支給になります。

■申込金・掛金月額の減額要件の廃止

「共済契約の申込み」と「増額の申込み」の手続きの際に、申込金を添える必要がなくなります。（現金による納付が必要ではなくなります。）また、掛金月額の減少を行う際の要件（減額要件）が廃止され、これまで必要だった「委託機関による減額理由の確認」が不要となります。

■やむを得ない掛金滞納に対する機構解約の例外を追加

災害など契約者の責任ではない理由（やむを得ない理由）により生じた掛金の滞納については、共済契約を継続できることとなります。

■払込時・受取時のトリプル税優遇

同制度の注目点は、その税負担軽減効果であり、1. 掛金の払込時、2. 共済金の受取時、3. 本人が受け取らなかった場合の遺族の受取時の3段階で税優遇を受けられるという「トリプル税優遇」が大きな特徴です。

共済掛金は、「小規模企業共済等掛金控除」として、全額が所得控除の対象となり、上限で月7万円（年84万円）まで所得控除が受けられることが出来ます。さらに、廃業や65歳を超えての解約によって一括受取の場合、「退職所得」となり、勤続年数に応じた退職所得控除を受けられ、課税は控除後の金額の2分の1に圧縮されます。

また、分割受取の場合、収入は「公的年金等の雑所得」となります。65歳以上であれば1年当たりの受取金額を120万円以下に抑えることで全額が控除されます。そのほか、加入者が共済金を受け取らないまま死亡した場合は、相続税のみなし相続財産（死亡退職金等）となり、「500万円×法定相続人の数」まで非課税枠を活用できることとなります。

掛金支払時・共済金受取時のいずれのシーンにおいても優遇措置がある小規模企業共済ですが、事業承継を円滑に推進させるためにさらに使い勝手が良くなります。

自分のプランに合わせて共済金を受け取り、節税を行えることとなります。

Ⅱ. 教育資金の一括贈与非課税制度について

—活用しましょう—

日本経済の活性化のためには、お金はあるけど貯蓄傾向のある高齢の世代から、お金はないけど消費意欲や必要の高い若い世代にお金を移転させることが必要であるということからでしょうか。ジュニアNISA、住宅資金の贈与税の非課税枠の拡大、教育・結婚・子育て資金の一括贈与等、贈与の制度が拡充されております。今回はその一つである「教育資金の一括贈与非課税制度」を紹介させていただきます。

■制度の概要

教育資金の一括贈与非課税制度とは直系尊属からお金をまとめてもらった0歳以上30歳未満の人が、金融機関に預けて、そのお金を教育資金として使った場合は、お金をもらった時点で贈与税をかけませんという制度です。正確には、この制度の名称は「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」といいます。

仕組みとしては、直系尊属（祖父母、父母等）の人が教育資金のための専用口座（受贈者名義）を作り、自分のお金を入れます。受贈者の教育のためにお金を使い領収書を金融機関の営業所に渡すと教育資金口座からお金が支払われます。この制度は期間の制限があり、受贈者が30歳になったことなどにより契約期間が終了します。契約終了時に教育資金口座に残額（非課税拋出額－教育資金支出額）があった場合は、その残額は教育目的で使われてない部分であることから贈与税の課税対象となります。

扶養義務者（父母や祖父母）から生活費又は教育費を贈与した場合の贈与税の非課税の制度は、教育資金の一括贈与非課税制度ができて、その制度は存在します。ただ、その制度は、教育費が必要な時に、その都度支払った場合は非課税という規定で、まとめてお金を贈与した場合は、贈与時に課税されます。教育資金の一括贈与非課税制度は、まとめてお金を贈与しても、そのお金の使い道が教育資金に限定されているなら、扶養義務者のその都度贈与と実質的に変わらないから贈与税課税はしませんという制度です。

■非課税拋出額と教育資金支出額

非課税拋出額とは、教育資金の一括贈与非課税制度の適用をうけたお金を金融機関に預けた時点で贈与税がかからない金額です。この拋出額の限度額は1500万円です。

教育資金支出額とは、教育費のために支払われたことが領収書などで確認され、金融機関において記録されている金額の合計額です。教育資金の支出は、支出先が、学校等と、学校等以外の2つに分かれ、学校等以外への支払いについては、500万円が限度とされます。教育資金支出は、学校の入学金や授業料、入園料、保育料、学習塾やお稽古、スポーツの先生に払った指導料も含まれます。

■贈与者・受贈者・金融機関・税務署は何をするのか

贈与者はお金を準備して、教育資金一括贈与専用の口座開設のための手続（教育資金非課税申告書や口座開設届等）を行い、お金を拋出します。口座開設手続は、金融機関の営業所で行う方法と郵送で行う方法があります。

受贈者は教育資金口座開設の手続を贈与者で行うこととなります。教育資金口座からお金の支払いを受けるために金融機関に、教育資金の支出があったことを明らかにするための領収書を持っています。未成年者の場合は親権者が行うこととなります。

金融機関は、契約の最初に教育資金口座開設の手続きをし、教育資金非課税申告書を税務署に提出します。契約期間中に受贈者が領収書を持ってきた場合は、教育費として使われているか確認、記録し、領収書等を保管し、教育資金口座からお金の払出しを行います。契約終了時、契約終了の手続きを行い、税務署に教育資金管理契約の終了に関する調書を提出します。

税務署は、教育資金非課税申告書が提出されたら、既に提出されていないか、チェックします。契約期間中に、教育資金として使われていない情報が税務署に届いた場合は、その旨を金融機関に伝え、契約終了時に教育資金管理契約の終了に関する提出を受け、問題があるような場合は調査等を行います。

このように、贈与の使い道については限定されており、金融機関及び税務署にチェックされる厳しい制度となっております。



国税庁情報コーナー

■「消費税の転嫁拒否等に関する調査」における調査票の送付について

今般の消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととされており、取組の一環として、公正取引委員会及び中小企業庁では、商品又は役務（サービス）を供給している事業者が、取引先事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題となる行為を受けていないかの実態を把握し、問題のある行為の是正につなげるため、「消費税の転嫁拒否等に関する調査」を実施しています。公正取引委員会及び中小企業庁から、事業者の皆様から幅広く情報を収集するため、国税庁に協力依頼があり、調査票を税務署から送付することを予定しています。

Ⅲ. 事業計画書の典型的な失敗タイプについて

— 陥りやすい4つのパターン —

先月号では、事業計画書に必要な経営戦略の2つの視点について取りあげました。今月号では、経営者が事業計画書をまとめて「失敗する」典型的な例、失敗しがちな事業計画書の例について執筆させていただきます。ここで言う「失敗する」とは、「資金調達がうまくいかない」ということです。資金調達面からの失敗とお考えください。

■「私ならできる！」過去の成功体験中心型

失敗する事業計画書の典型的なタイプに、自慢話を中心の事業計画書があります。特に、創業からの経

歴が長かったり、自分一代で事業を育ててきた経営者の事業計画書に多く見られます。例えば、自身が飛び込み営業を重ねた経験や訪問販売で成果を上げたことなど、今の時代とは環境が異なっている時代の成功例を自慢するケースです。実際には、ライバル企業が出てきたり、流行が変わったりして、少しずつ経営を取り巻く環境が変わってきます。過去の成功体験にとらわれて、経営者は実際のところどう乗り切ったらよいかはまったくわかっていない場合もあります。金融機関も、そのことは事業計画書を見ればすぐにわかります。事業計画書が、社長の経歴書になってしまっているのです。過去の成功体験を事業計画書に活かすとするならば、現在でも通用する体験でなくてはなりません。それが社長だけのスキルやノウハウになっているのではなく、従業員に共有されていることがポイントです。スキルやノウハウが企業全体の強みとして共有され、今後の事業計画のなかで成長のポイントになっていけば、金融機関を納得させることができるでしょう。

■「何でもやります！」とにかくがんばる型

失敗する事業計画書のタイプのひとつが、「とにかくがんばる型」です。とにかくがんばる型の特徴は、具体的な取り組みが入っておらず、がんばるとか努力するとか、精神論が中心になっていることです。例えば、居酒屋を例にあげますと、いくらがんばるとか努力するといっても、お客に来店してもらわなければ売上は上がりません。がんばるとか、気合いを入れれば売上が上がるということはありません。お客を呼び込むためには、仕掛けが必要なのです。がんばるとは、単に労働時間が長いとか、大きな声を出すとか、早く出勤するとか遅く帰るとかではなく、どのようにしたら売上が上がるのか、なぜ売上が変わらないかを頭の中でずっと考えることです。考えるというがんばりを形にしたものが、事業計画書でなければなりません。

■「このままだと大変です！」SOS型

経営者が書いて失敗する事業計画書のなかに、SOS型のものもよく目にします。SOS型とは「このままだと大変なことになる」と、自社の危機的状況の説明が中心になっている事業計画書です。書き方は丁寧でも、見方を変えると「お金を貸してもらえないと大変なことになる」と脅迫しているような文章になっています。それでは、自分の会社の状況が悪いことを金融機関に押しつけていると受け取られても仕方ありません。SOS型の事業計画書に説得力をつけるためには、この危機的状況からどのように脱出するかをしっかりと記述する必要があります。根本的な業績悪化の原因を押さえ、その改善計画が書かれていないことには、金融機関はお金を貸してくれません。

■「いくつかのシミュレーションがあります！」景気次第型

景気次第型の事業計画書とは、過去の実績や今後の売上予測がすべて景気の動向やその景気のなりゆきによるとしている事業計画書です。景気は経営に大きな影響を与えるものですが、経営者は景気の状態を見ながらも、会社を維持向上させていく必要があります。それなのに契機と連動した予測のみでは、経営を他人事のように考えており、経営者としては失格とみなされてしまいます。このような経営者がまとめる事業計画書の特徴に、新聞やシンクタンクなどが発表したマクロ経済の部分にページを割き、政治の批判にまで論点を広げ、自社の経営についての内容が薄くなっている点があります。



今月のブックマーク

今月号のテーマとしても取りあげた「小規模企業共済制度」は、小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を廃止した場合など、第一線を退いた時に、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金を受け取れる共済制度です。いわゆる「経営者の退職金制度」ともいわれ活用されている事業主の方も多いかと思われます。中小機構では、本制度を分かりやすく解説していますので、ご確認くださいませ。

「小規模企業共済」(中小機構)

<http://www.smrj.go.jp/skyosai/index.html>

TFG 共栄会「異業種交流会 & 戦略経営セミナー」を開催！

平成 28 年 4 月 26 日 (火) ヴィアール大阪 (大阪市中央区) において研究部会が開催されました。経営戦略セミナーでは、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 鹿野達史氏より「今後の経済展望」—チャンスはつかめるのか—というテーマでご講演いただき、各種データに基づいた時事的なセミナーに熱心に耳を傾けられている参加者の姿が印象的でした。また、情報交換懇親会では、多くのご参加者で熱気ある交流会となり、改めてご参加戴いた皆様には、厚く御礼申し上げます。



以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 … **T&FG**group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐

中小企業
必見!

平成28年度税制主要改正項目

平成28年度の税制改正では、「消費税の軽減税率の導入」がメインテーマとされており、それ以外の改正は例年に比べると少なく、大幅な改正は翌年以降に見送られています。その一方で、「経済の活性化」は政府の重要テーマであり、昨年同様「法人実効税率の引下げ」「地方活性化」については継続して措置が講じられています。そこで、押さえておきたい主要な事項を挙げておきますので、今後の対応と活用の一助としてください。

■ 法人税制

1. 法人実効税率の引き下げ

現行の法人税率が段階的に引き下げられます。まず、平成28年4月1日～平成30年3月31日の間に開始する事業年度では、法人税率は現行の23.9%から23.4へ0.5%引き下げられ、平成30年4月1日以後に開始する事業年度には、さらに0.2%引き下げられ23.2%となります。
*中小法人等の年間所得800万円以下の法人税率は15%のままです。

2. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

青色申告法人が、地方自治体に対し、地域再生法の認定地域再生計画に記載された地方創生推進寄付活用事業（仮称）に関連する寄附金を支出した場合には、通常の損金算入に加えて、法人事業税、法人住民税、法人税から税額控除を受けることができます。なお、改正地域再生法の施行日から平成32年3月31日までの寄附が対象となります。

■ 所得税制

1. 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例創設

一定の要件（①譲渡対価が1億円以下、②相続開始日から譲渡をするまでの間、事業または貸付で使用したことがない、③譲渡の時に地震に対する安全性に係る規定またはこれに準ずる基準に適合するものである）のもと、被相続人の居住の用に供されていた家屋や土地等を相続した相続人が、それらを譲渡した場合には、譲渡益から3,000万円を控除することができるようになります。

2. 三世代同居改修工事等に係る住宅ローン控除

平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、一定の三世代同居改修工事をして、居住の用に供した場合、増改築等に住宅ローン控除の対象になります。なお、一定の三世代同居改修工事とは、調理室、浴室、便所、玄関のいずれかを増設する工事であり、かつ工事費用（補助金等がある場合は補助金等を控除後）の合計額が50万円を超えるものを指します。

3. 既存住宅に係る三世代同居改修工事をした場合の所得税額の特別控除

平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、三世代同居改修工事をして、居住の

用に供した場合、三世同居改修工事に係る標準的な工事費用相当額（2,500千円が上限）の10%に相当する金額を所得税の額から控除されます。ただし、三世同居改修工事に係る住宅ローン控除との併用はできません。

■ 消費税制

1. 消費税の軽減税率の導入

平成29年4月1日から消費税が8%から10%に引き上げられますが、消費税増税の負担を緩和するため、以下のものが8%の軽減税率の対象となります。

- ① 飲食物品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、外食サービスを除く）
- ② 定額購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡

2. 高額資産を取得した場合の中小企業者に対する特例措置の見直し

不適切な消費税還付を防ぐため、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に、高額資産（税抜価格100万円以上の棚卸資産・調整対象固定資産）の仕入を行った場合、高額資産の仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間において、事業者免税点制度および簡易課税制度は適用できなくなります。

■ その他の改正

1. 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

平成27年度税制改正において領収書等のスキャナ保存制度は、対象範囲が拡大するとともに厳しかった要件が大幅に緩和されました。平成28年度税制改正では、さらに要件が緩和され、デジカメ・スマートフォン等での撮影についても一定の要件のもと認められることとなります。ただし、デジカメ・スマートフォン等の場合には、従業員が受領後、速やかにタイムスタンプを付与する必要があります。この改正は平成28年9月30日以後の承認申請から適用されます。

2. 国税のクレジットカード納付制度の創設

現在、振替納税やダイレクト納付の制度があり、銀行口座振替による納税はできましたが、クレジットカードによる納付が可能となる制度が新たに創設されます。平成29年1月4日以後に国税の納付を委託する場合に適用されます。

3. 固定資産税の特例の創設

中小企業者（資本金1億円以下等、大企業の子会社除く）が中小企業の生産性向上に関する法律の認定計画に基づき取得する新規の機械装置（新品）に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間1/2に軽減する措置が創設されました。なお、新法の施行日から平成31年3月31日までの取得資産につき適用されます。